別紙様式第十六号の二十四第一の2(4)の表記載上の注意中「中間連結損益計算書」の下に「、中間連結包括利益計算書」を加える。

別紙様式第十六号の二十五第一の2(4)の表記載上の注意中「連結損益計算書」の下に「、連結包括利益計算書」を加える。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第五条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十七号の五1(6)様式Bを次のように改める。

（様式B）

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通株式等Tier１資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第４条第１項）により普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第６条）により普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額　(イ)				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				